

平成 2 5 年 1 1 月 1 日  
内 閣 府

直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について

別添のとおり、直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について、内閣府案をお示しします。

今後、全国知事会のご意見も踏まえ、政府案のとりまとめを行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、とりまとめる予定の政府案は、直轄道路・河川を都道府県等に権限移譲した場合の財源措置の基本的な考え方として大枠を整理するものであり、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整等を踏まえて、最終的にとりまとめしていくことを考えています。

# 直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について（案）

## 1. 基本的な考え方

- 住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄道路・河川の権限移譲を推進する。
- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。  
その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

## 2. 移譲の対象範囲

- 移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。  
なお、具体的な移譲の対象については、国土交通省において、東日本大震災の教訓等を踏まえつつ、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくものである。

## 3. 移譲後の位置付け

- 対象となる道路・河川については、第1次勧告の方向に沿って、原則として、一般国道・一級河川の位置付けを変えずに移譲する。また、移譲後は、地方公共団体が、地域の実情を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。
- バイパスの現道区間については、上記にかかわらず、現行の直轄基準に照らして、その基準に該当しなくなるものは、地方公共団体との協議を経て、地方道又は指定区間外国道に位置付けを変えて移譲する。

## 4. 財源措置

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

- ①建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。ただし、移譲時点で事業化されている事業を対象とする。

②維持管理費については、次のとおり財政措置を講ずる。

○個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

○バイパスの現道区間については、従来、地方に移譲するに当たって、必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲してきており、移譲後の財源措置は、通常の地方財政措置が講じられてきているところであり、今回も従前と同様の取扱いとする。

なお、関係地方公共団体との協議・調整が整ったものから順次移譲することとする。

③上記の建設費及び維持管理費について、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上する。

④建設費及び維持管理費に係る人件費及び事務費については、所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財政措置を講ずる。

⑤上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成 27 年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。

## 5. その他

○道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員等の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。

○大規模な災害については、これまでも国による支援の充実が図られてきており、今後とも国・地方が協力して適切に対応する。